様式第二十五号の十五（第十九条の九、第二十一条の四関係）

（略）

（略）

（別表）（四）

（略）

004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
005	令第28条該当

（略）

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

様式第二十五号の十五（第十九条の九、第二十一条の四関係）

（略）

（略）

（別表）（四）

（略）

004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

（略）

改正後	改正前
（技術管理者の基準） **第七条**　法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　次のいずれかに該当する者 イ・ロ　（略） ハ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）による技術検定（第二次検定に限る。第七条の十八第一項第二号において同じ。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理若しくは二級の建設機械施工管理（種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。）、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二～へ　（略） 二～四　（略）	（技術管理者の基準） **第七条**　法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　次のいずれかに該当する者 イ・ロ　（略） ハ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工（種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。）、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二～へ　（略） 二～四　（略）